

(別添1)

〇〇大学法人と農林水産政策研究所との教育研究指導等に関する基本協定（参考例）

〇〇大学（以下「甲」という。）と農林水産政策研究所（以下「乙」という。）は、甲の大学院〇〇〇研究科（以下「研究科」という。）教育の一層の充実と大学院学生（以下「院生」という。）の資質の向上を図るとともに、相互の研究交流を促進し、もって農林水産業に関する学術及び科学技術の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(教員への委嘱等)

- 第1 甲は、大学院の教育研究指導等の拡充・強化を必要とする分野について、乙と協議の上、乙の研究者を甲の研究科の教授又は准教授（以下「教員」という。）に委嘱する。
- 第2 教員への委嘱手続きについては、甲及び乙の所定の人事手続きに則して行うものとする。

(委嘱教員の義務等)

- 第3 乙の研究者であって甲の教員に委嘱された者（以下「委嘱教員」という。）は、甲が指定する特定の院生の教育研究指導等を主として乙において行うものとする。
- 第4 甲は、委嘱教員には給与を支給しない。ただし、委嘱教員が教育研究指導等のために交通機関を利用する必要があると甲が認める場合には、その費用は甲が負担するものとする。
- 第5 委嘱教員は、甲と乙が協議の上、甲の特定の専攻の専攻会議（管理・運営事項に関するものを除く。）の構成員となるものとする。

(補助教員の指名等)

- 第6 甲は、常勤の教員の中から、補助教員を指名するものとする。
- 第7 補助教員は、委嘱教員に協力して、院生の教育研究指導等に関し補完的役割を果たすものとする。

(院生の身分等)

- 第8 乙において教育研究指導等を受ける院生の身分は、教育研究研修生とする。
- 第9 乙において教育研究指導等を受ける院生の遵守事項等は、乙の定めるところによる。

(研究成果の公表等)

- 第10 院生が乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果の公表等に当たっては、あらかじめ、乙の承認を得るものとする。

(特許等知的財産権の帰属)

- 第11 院生が乙において教育研究指導等を受けて得た研究成果に係る特許権等の院生の持分は当該院生個人に帰属することを、甲及び乙は確認し、当該院生個人の意思を尊重する

ものとする。

なお、教員の持分の帰属については、甲と乙との協議により定める。

(その他)

第12 委嘱教員が乙において院生の教育研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料は無償とする。

第13 甲は、乙において教育研究指導等を受ける院生に対し、学生教育研究災害傷害保険及び学研災附帯賠償責任保険（以下「保険」という。）への加入を指導するものとし、乙は、保険に加入していない院生の乙への立ち入りを禁止することができるものとする。

第14 乙は、乙において教育研究指導等を受ける院生が、乙に提出した誓約書記載の事項を遵守しない等、教育研究研修生として適当でない言動があると認めるときは、当該院生の教育研究研修生としての身分を取消することができるものとする。

第15 乙において院生が関与する事故が生じた場合の取扱いについては、事故発生の状況等について甲と乙が共同して調査し、協議の上、処理するものとする。

第16 甲又は乙が、この協定書に定める事項に疑義又は改正の必要を認めた場合及びこの協定書に定めるもののほか必要な事項を定めようとする場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

第17 協定書は、平成〇年〇月〇日から適用する。

2 この協定書の有効期間は、5年間とする。ただし、甲又は乙からの文書により継続しない旨の申入れがない限り、本協定の有効期間を5年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定書は、2通作成し、甲・乙それぞれ1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲

所在地
大学法人名
学長又は学部長

乙

所在地
機関名
研究所長名

(別添2)

〇〇大学法人の大学院生に対する教育研究指導等に関する実施期間協定書 (参考例)

〇〇大学法人学長又は学部長 (以下「甲」という。) と農林水産政策研究所長 (以下「乙」という。) は、農林水産政策研究所の研究者による国立大学法人の大学院生に対する教育研究指導等実施要領 (平成13年5月17日付け13企第91号大臣官房企画評価課長通達) 第2の規定に基づき、〇〇大学法人の大学院生〇〇〇〇を農林水産政策研究所に受け入れて実施する教育研究指導等に関し、次のとおり実施期間協定を締結する。

(教育研究指導等の実施期間)

第1 〇〇〇〇に対する教育研究指導等の実施期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(実施期間の変更)

第2 甲又は乙は、この協定書に定める教育研究指導等の実施期間を変更する必要があると認めた場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

(協定書の保有)

第3 甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通所持するものとする。

年 月 日

甲 所在地；
大学法人名；
学長又は学部長名；

印

乙 所在地；東京都北区西ヶ原 2-2-1
機関名；農林水産政策研究所
研究所長名；

印